

第 11 号議案

平成 28 年 2 月 21 日

倉橋部町グリーンファーム規約新規条文の追加について（案）

（提案理由）

現行、定款第 15 条（持分の払戻し）を明確、且つより平易にする為に条項を追加しました。なお、当規約の新規条文の追加においては、手法等も合わせ滋賀県農業会議所の指導を受けました。

【定款】

（持分の払戻し）

第 15 条 組合員が脱退した場合には、組合員のこの組合に対する出資額（その脱退した事業年度末時点の貸借対照表上に計上された資産の総額から負債の総額を控除した額が出資の総額に満たないときは、当該出資額から当該満たない額を各組合員の出資額に応じて減産した額）を限度として持分を払い戻すものとする。

2 脱退した組合員が、この組合に対して払い込むべき債務を有するときは、前項の規定により払い戻すべき額と相殺するものとする。

新 規 追 加 条 文

（組合員脱退時の払い戻し）

第 14 条の 1 組合員が脱退した場合、組合は該当元組合員に対し該当組合員の出資金と預り金を払い戻すものとする。ただし、組合の財務諸表が次の 2 に当たる場合は、これを優先するものとする。

2 脱退した事業年度末時点の貸借対照表上に計上された資産の部の合計から負債の部の合計を減じて求めた額が出資額に満たない場合、満たない割合を該当元組合員の払い戻し出資金と預り金に乗じて求めた額を払い戻しとする。

(例) Aさんが脱退する事となった。Aさんの出資金は10円で、預り金は5円であった。

・組合の資産の部の合計額 (a) 200円

・組合の負債の部の合計額 (b) 150円

・組合の出資金の合計額 (c) 100円



$200円 - 150円 = 差額 50円 (d)$

・払い戻し割合の算出： $((d) \div (c)) = 0.5 (50\%)$

・Aさんの出資金 10円 $\rightarrow 10円 \times 0.5 = 5円$ (払い戻し額)

・Aさんの預り金 5円 $\rightarrow 5円 \times 0.5 = 2.5円$ (払い戻し額) *払い戻し額 (計) 7.5円

附則

この規約は、平成28年 月 日から改正実施する。